



基本文書 ICM 助産の定義 Definition of Midwifery

助産は助産師¹の専門業務であり、助産師だけが助産を実践する。知識と技術と専門職としての態度からなる独自の体系を有する。この体系は、科学や社会学など他の医療専門職と共有する学問分野から導かれているが、自律性、パートナーシップ、倫理、説明責任という助産専門職の枠組みの中で、助産師によって実践されるものである。

助産は、女性とその新生児のケアに対するアプローチであり、これを通じて助産師は以下を行う。

- 出産と生後早期の新生児の正常な生物的・心理的・社会的・文化的プロセスを最適化すること。
- 女性一人一人の状況と意見を尊重し、女性とのパートナーシップの中で活動すること。
- 女性が自らとその家族のためにケアを行う個人的能力を高めること。
- 女性一人一人のニーズを満たす全人的な（ホリスティックな）ケアを提供するため、必要に応じて他の助産師や他の医療専門職と協力すること。

助産ケアは、自律的な助産師によって提供される。助産の実践能力（知識、技術、態度）は、「ICM 助産教育の世界基準」を満たす助産師の基礎教育を通じて教育された助産師が身に付け、実践するものである。

「助産師」の職名がまだ保護されていない一部の国では、その他の医療専門職（看護師や医師）が、女性・新生児に対する性と生殖、妊産婦・新生児のヘルスケアの提供に関わる

¹ As per the ICM International Definition of the Midwife
<http://internationalmidwives.org/who-we-are/policy-and-practice/icminternational-definition-of-the-midwife/>

場合もある。これらの医療専門職は助産師ではないため助産師の基本的実践能力を有しておらず、提供されるのは助産技術ではなく、妊産婦・新生児ケアの特定の側面にとどまる。

2017年 トロント評議会にて採択

次回改訂予定 2023年

2017年 公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会 訳

ICM発行文書の原文については、ICMが著作権を有します。

日本のICM加盟団体である日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会は、ICMの許諾を得て日本語に翻訳しました。

日本語訳の著作権については、原文作成者であるICMと日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会に帰属します。

原文の転載引用については、ICMに連絡し使用許諾を得てください。

日本語訳の転載引用については、日本助産師会<http://www.midwife.or.jp/>に連絡し使用許諾を得てください。